

中部地方大学生における「女性に対する暴力」 についての意識と経験

石川 洋明

1. 目的

本論の目的は、「女性に対する暴力」についての大学生の意識と経験に関する調査結果を分析し、状況を把握するとともに、過去のデータとの比較により調査結果を検討し考察することである。

2. 方法

本論のもととなったデータは、1998年から2001年にかけて筆者がおこなった質問紙調査（以下「今回調査」と略記）の結果にもとづいている。今回調査は、大学、短期大学および各種学校計4校での筆者の講義参加者を対象に、講義中に質問紙を配布、記入を依頼し、記入後回収する方式で実施した。質問紙は、1997年に実施され1998年に報告書が刊行された東京都の調査（東京都1998）との比較を意図し、東京都調査と同一の質問を使用した。

東京都調査の質問紙は、「女性に対する暴力」等についての意識に関する質問（問1～問11）、女性に対する暴力についての経験に関する質問（女性のみ対象、問12～17）、回答者の属性に関する質問（F1～15）から構成されている。今回調査では、女性には問1～15、男性には問1～11、そして双方に簡単な属性（所属学校、学年、学科、性別）について回答してもらった。女性への質問から問16・17を省いたのは、問16・17が配偶者・パートナーからの暴力についての質問であるのに、今回調査の対象者が大学生であり、ほぼ全員が未婚であると予想されたためである。

調査の実施にあたっては、調査の趣旨を説明して協力を求めた。また、その後の講義においては、DVなどの性暴力およびその対応・防止に関する基礎知識、特に被害を被害者の責に帰してはならないことなどを説明し、調査や講義が参加者に対して侵襲的にならないように配慮した。

3. 結果

3.1. 回答者プロフィール

回答は総計790票で、調査時点および回答者の属性ごとの内訳は表1～4の通りであった。

実施年度	回答者
1998	68
1999	228
2000	294
2001	200
計	790

学校	回答者
A	327
B	199
C	140
D	124
計	790

学年	回答者
1	268
2	368
3	55
4	17
不明	82
計	790

性別	回答者
男	125
女	665
計	790

なお、調査実施校のうち、AおよびBは中部地方の四年制大学で、Cは看護系の三年制短期大学、Dは同じく看護系の三年制各種学校である。また、AおよびBでの講義参加者は2年生を中心に各学年にわたるが、CおよびDでは全員1年生である、というちがいがあ

3.2. 単純集計

各質問に関する回答の単純集計結果のうち、問1～11の結果を下図に示した。なお、問1～11は、両性の関係や女性に対する暴力についての意識に関する質問（問1～8および問10、11）と女性への暴力への許容度に関する質問（問9）に大別できるので、図も分けて示した。

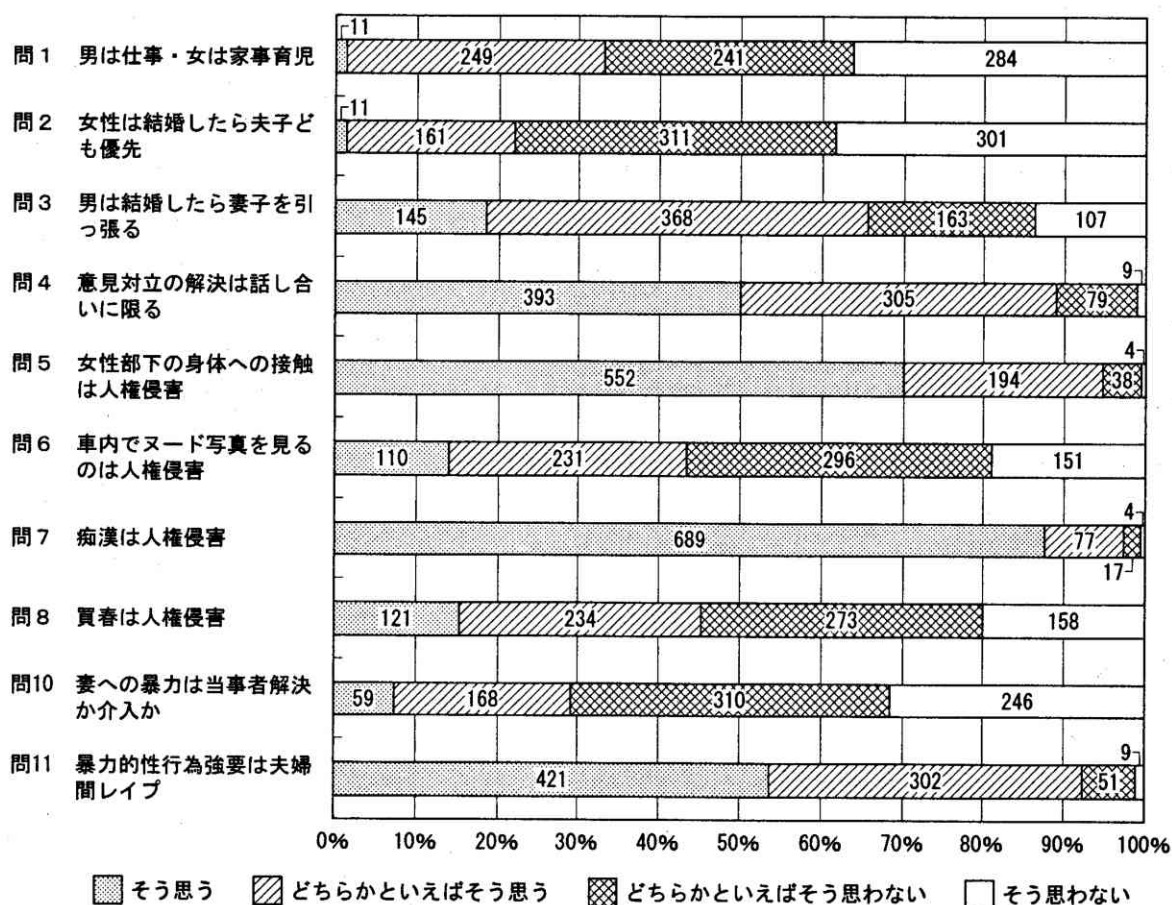


図1 問1～8、10、11の単純集計結果

中部地方大学生における「女性に対する暴力」についての意識と経験

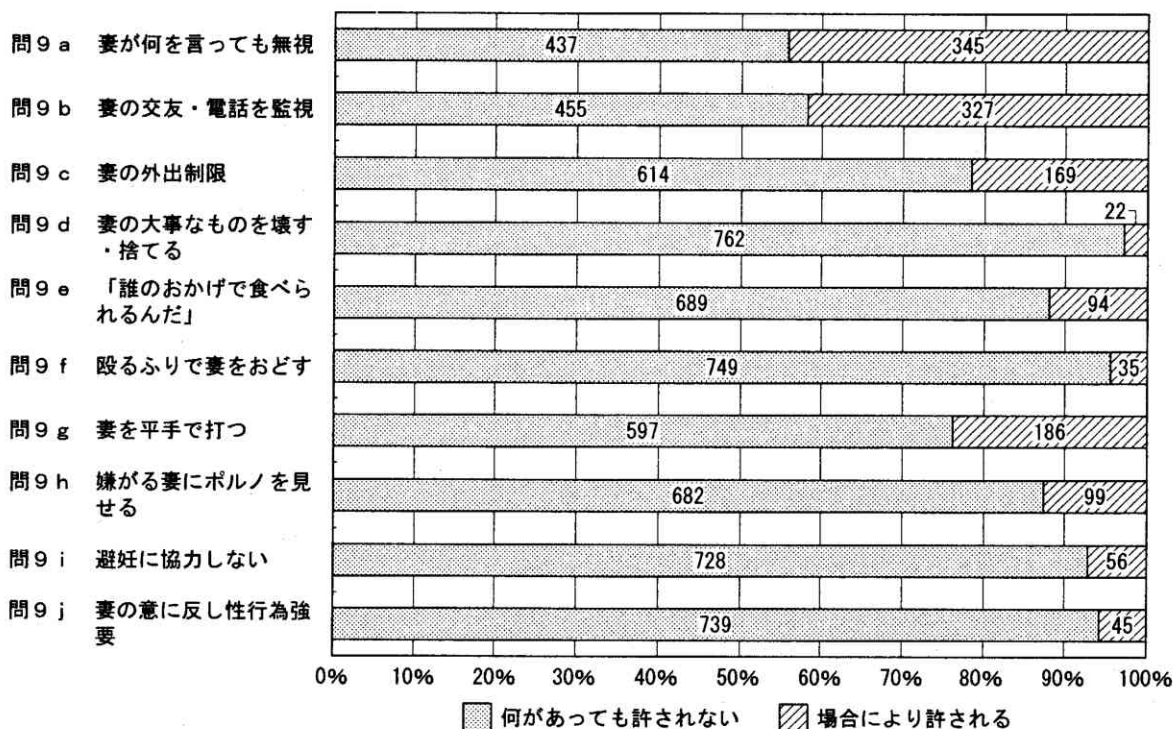


図2 問9の単純集計結果

3.3. 各カテゴリー間の有意差

調査時点および回答者の属性のいくつかに関して、回答の傾向の差を検証した。回答の4選択肢を得点化し、そのカテゴリーごとの平均について一元配置分散分析およびF検定をおこなった。その結果は表5のようになった。

これを一瞥してわかるように、性差と他のカテゴリーによる差にはかなりの傾向のちがいがある。以下、各項目にあらわれた傾向について検討する。

3.3.1. 年度による有意差

年度による有意差は、問10のみに見られた。問10は夫から妻への暴力について当事者間解決と公的機関等による介入のどちらを選好するか問う質問であるが、後になるにつれて公的機関等による介入が選好されるようになっている。これは、1998年の東京都調査結果の公表から2001年のDV法制定にかけての時期に、DVが社会で解決すべき社会問題である、という認識が学生レベルでも広がっていていることを示していると解釈できる。

3.3.2. 学校による有意差

学校による有意差は、問1、2、3、4、5、6、10および問9項目hの8つで見られた。各大学の平均点の順位のパターンは各問でさまざまであり、いささかまとめにくいだが、Cが最低点

表5 一元配置分散分析による有意差

問	質問内容	年度	学校	学年	学科(注)	性別
1	男は仕事・女は家事育児		**	**		**
2	女は結婚したら夫子ども優先		*	*	*	
3	男は結婚したら妻子を主導		**	***	***	
4	意見対立の解決は話し合いに限る		*		*	***
5	女性部下の身体への接触は人権侵害		**			**
6	車内でヌード写真を見るのは人権侵害		*	*		
7	痴漢は人権侵害					
8	買春は人権侵害			**	*	***
9 a	妻が何を言っても無視					*
9 b	妻の交友・電話を監視					*
9 c	妻の外出制限					*
9 d	妻の大事なものを壊す・捨てる					*
9 e	「誰のおかげで食べられるんだ」					
9 f	殴るふりで妻をおどす					***
9 g	妻を平手で打つ					
9 h	嫌がる妻にポルノを見せる		*	*	**	
9 i	避妊に協力しない			*		***
9 j	妻の意に反し性行為強要					**
10	妻への暴力は当事者解決か介入か	**	*	*		***
11	暴力的な性行為強要は夫婦間レイプ					**

凡例：***=0.1%水準で有意差、**=1%水準で有意差、*=5%水準で有意差、空欄=有意差なし
注：学科については、看護系学科と非看護系学科の2カテゴリーにわけて有意差を見た(3.3.4.参照)。

のパターンが4つ、Bが最低点のパターンが3つ、Aが最低点のパターンが1つあった。Cが最低をマークしたのは問2と問3(ともにCDBA)、問4(CDAB)、問5(CADB)で、Bが最低をマークしたのは問1(BACD)、問9h(BADC)、問10(BDAC)、Aが最低であったのは問6(ACBD)であった。

たとえばCに着目すると、Cは問2、3、4、5、6で平均点が低く、問1、9h、10で平均点が高い。すなわち、妻は夫子どもを優先(問2)、夫は妻子を主導(問3)、ポルノ視聴強要(問9h)許容といった男性優位是認的傾向が相対的に強く見られる一方で、性別役割分業(問1)否定、意見対立の話し合い解決志向(問4)、身体接触(問5)や車内でのヌード閲覧(問6)は女性への人権侵害と認識、妻への暴力は公的介入を志向(問10)、などの平等志向も相対的に強く出ている。また、AとBは相対的にはCの逆パターン、DはCの傾向をややマイルドにしたものと見ることができる。

先にも述べたように、CとDは看護系の短期大学・各種学校であり、問1の役割分業否定は彼らの共働き・就業継続志向をあらわしたもので、それと男性優位的な家内道徳(問2、3)が同居しており、一方で性道徳の面では潔癖(問5、6)、という解釈ができる。

3.3.3. 学年による有意差

学年による有意差は、問1、2、3、6、8、10の6問、および問9のhとiの2項目で見られた。各学年の平均点の順位のパターンは各問でさまざまだが、大まかには、1年生の点数が低いものと、4年生の点数が低いものに分けられる。以下に見てみよう。

まず1年生の点数が低いのは、問2、3、8、10の4問である。このうち問2と問8は、1年生から3年生まで順次平均点が上がり4年生で少し下がる、というパターンをとる。問3と問10は1年生から4年生まで順次平均点が上がっている。それに対し、4年生の点数が低いのは問1、問6、問9項目hおよびiの4つである。問1と問9項目iが4年、2年、1年、3年の順に平均点が高く、問9項目hは4年、2年、3年、1年の順、そして問6が4年生から1年生まで順次平均点が上がっている。

すなわち、1年生では、妻は夫子どもを優先（問2）や夫は妻子を主導（問3）といった意見に肯定的で、妻への暴力に対して当事者解決志向（問10）が強く、ポルノ視聴強要（問9 h）や避妊非協力（問9 i）に許容的であるなど、男性優位的な性道徳にしたがう一面を示す一方、性別役割分業（問1）に否定的で、車内でのヌード閲覧（問6）や買春（問8）は女性に対する人権侵害と考える傾向が強いなど、平等志向も示している。4年生はその逆の傾向となる。

後述するが、東京都の調査結果では問6、問8の得点は年齢層が高いほど低く、この種の性暴力に非許容的になる（3.4.1.参照）。今回調査で4年生が1年生に比べ許容性が高いことはそれとは逆の傾向であり、注目に値する。

3.3.4. 学科による有意差

今回調査の対象者の所属学科は、心理系、社会系、教育系、看護系など多岐にわたり、細かい専攻分野が特定しにくかったため、ここでは看護系か非看護系かという2カテゴリーに大別して有意差を見た。今回調査において、看護系は短期大学および専門学校（ともに三年制）に所属、非看護系は四年制大学に所属しているため、この差は学歴階層の差と考えることもできる。

学科による有意差は、問2、3、4、8の4問、および問9 hの1項目で見られた。平均点は、問2、3、4、8では非看護系の方が高く、問9の項目hでは看護系の方が高かった。これは、2つの傾向が混合していると見ることができる。

すなわち、看護系は非看護系に比べ、妻は夫子どもを優先（問2）や夫は妻子を主導（問3）に肯定的で、ポルノ視聴の強要（問9 h）に許容的であるなど、一方では、従来の性別役割分業に沿った考え方を一方では示している。その一方で、看護系は非看護系に比べ、対立の解決において話し合い志向（問4）がより強く、買春は女性に対する人権侵害（問8）と考える傾向がより強いなど、平等志向も見られる。

3.3.5. 性別による有意差

性別による有意差は、問1、4、5、8、10、11の6問、および問9ではa、b、c、d、f、i、jの7項目にのぼり、他のカテゴリーとはかなりちがった傾向を示した。その結果を少しくわしく見てみよう。

平均点は、問1と問10で女が男よりも有意に高く、それ以外では女が男よりも有意に低かった。すなわち、女性の方が、「男は仕事、女は家事育児」という性別役割分業に否定的であり（問1）、妻への暴力に対しては当事者間解決より公的介入を選好する（問10）。また、女性の方が、意見対立の解決の手段として話し合いを志向し（問4）、女性部下への身体接触（問5）や買春（問8）は女性への人権侵害と考え、夫婦間レイプは問題であるという認識が強い（問11）。

また、暴力の許容非許容に関する質問（問9）でも、無視（a）、交友・電話監視（b）、外出制限（c）、大事なものを捨てる・壊す（d）、殴るふりでおどす（f）、避妊非協力（i）、性行為強要（j）の各項目について、女性の方が「何があっても許せない」と考えている。

以上から、女性への暴力に対しては、総じて女性の方が明らかに厳しい見方をもっていることができるだろう。

ただし一方で、問2（妻は夫子どもを優先）、問3（夫は妻子を主導）、問9の項目h（ポルノ視聴の強要）のように、学校・学年・学科では有意差が出ているのに男女では有意な差にまで至らないものもある。また、問9の項目e（平手打ち）について、男性より女性の方が許容的であることは大いに注目に値する。

3.4. 東京都調査との比較

2. で述べたように、東京都調査（東京都 1998）と同じ質問文を用いた調査票を使用したので、厳密ではないが、東京都の調査結果との比較が可能である。以下でその結果を検討していこう。

3.4.1. 両性の関係と「女性に対する暴力」に関する意識の比較

問1～8および問10、11で質問されている「女性に対する暴力」等に関する意識について、東京都の単純集計結果と今回の単純集計結果をパーセンテージにあらわして比較した（表6）。

ここからいくつかのことが明らかになる。

まず、問1～3の性別役割分業に関する意識では、東京都よりも今回のデータのほうがより平等志向が強い。そして問5、7の身体接触をとまなう猥褻行為・性的嫌がらせへの意識は、今回のデータのほうがより厳しい。また、問10の妻へ暴力の当事者解決回避や問11の夫婦間レイプへの厳しい見方も、今回のデータの方がより鮮明で、女性差別や性暴力への抵抗感の強さをあらわすものと解釈できる。

中部地方大学生における「女性に対する暴力」についての意識と経験

表6 両性の関係に関する意識：東京都調査と今回調査の比較（問1～8、10、11）

問	内容	調査	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わない
1	男は仕事・女は家事育児	東京都	9.7%	41.2%	20.9%	28.2%
		今回	1.4%	31.7%	30.7%	36.2%
2	女性は結婚したら夫子ども優先	東京都	10.0%	35.6%	27.9%	26.5%
		今回	1.4%	20.5%	39.7%	38.4%
3	男は結婚したら妻子を主導	東京都	36.5%	37.4%	14.0%	12.0%
		今回	18.5%	47.0%	20.8%	13.7%
4	意見対立の解決は話し合いに限る	東京都	49.7%	38.8%	9.0%	2.5%
		今回	50.0%	38.8%	10.1%	1.1%
5	女性部下の身体への接触は人権侵害	東京都	52.1%	29.9%	13.0%	5.0%
		今回	70.1%	24.6%	4.8%	0.5%
6	車内でヌードを見るのは人権侵害	東京都	19.1%	26.2%	30.0%	24.7%
		今回	14.0%	29.3%	37.6%	19.2%
7	痴漢は人権侵害	東京都	81.5%	11.7%	4.1%	2.7%
		今回	87.5%	9.8%	2.2%	0.5%
8	買春は人権侵害	東京都	32.5%	23.5%	25.0%	19.0%
		今回	15.4%	29.8%	34.7%	20.1%
10	妻への暴力は当事者解決か介入か	東京都	38.8%	29.2%	18.5%	13.5%
		今回	7.5%	21.5%	39.6%	31.4%
11	暴力的性行為強要は夫婦間レイプ	東京都	42.9%	42.4%	11.1%	3.5%
		今回	53.8%	38.6%	6.5%	1.1%

注 東京都データの値は、無回答を除いた数を100%として再計算したため、報告書の値（東京都 1998：179-180）とは少し異なる

それに対し、問6のように環境を悪化させる性的な行為、あるいは問8の買春については、東京都データよりもやや容認的な回答になっている。だが、東京都データでも、回答者の年齢層が高いとより非容認的な回答が多い（東京都 1998：17-8）ことを考え合わせれば、これも東京都データと同様の傾向が示されていると考えることができる。

そして問4は、東京都調査のデータと今回調査のデータが、ほぼ同じ傾向を示している。

以上を見ると、今回調査のデータは東京都調査に比べ、全体的には同様の傾向、部分的にはよりラディカルな傾向を示している。この理由は未詳だが、今回調査の回答者が大学・短大生などの若年層であることと何らかの関係があるのではないかと推測される。

3.4.2. 「女性に対する暴力」に関する許容度の比較

次いで、問9で質問されている「女性に対する暴力」に関する許容度について、東京都の単純集計結果と今回の単純集計結果をパーセンテージにあらわして比較した（表7）。

表7 配偶者間暴力に関する許容度：東京都調査と今回調査の比較（問9）

問	内容	調査	どんなことがあっても許されない	場合によっては許される
9 a	妻が何を言っても無視	東京都	43.4%	56.6%
		今回	55.9%	44.1%
9 b	妻の交友・電話を監視	東京都	57.1%	42.9%
		今回	58.2%	41.8%
9 c	妻の外出制限	東京都	60.2%	39.8%
		今回	78.4%	21.6%
9 d	妻の大事なものを壊す・捨てる	東京都	93.9%	6.1%
		今回	97.2%	2.8%
9 e	「誰のおかげで食べられるんだ」	東京都	82.3%	17.7%
		今回	88.0%	12.0%
9 f	殴るふりで妻をおどす	東京都	86.5%	13.5%
		今回	95.5%	4.5%
9 g	妻を平手で打つ	東京都	79.9%	20.1%
		今回	76.2%	23.8%
9 h	嫌がる妻にポルノを見せる	東京都	71.6%	28.4%
		今回	87.3%	12.7%
9 i	避妊に協力しない	東京都	77.9%	22.1%
		今回	92.9%	7.1%
9 j	妻の意に反し性行為強要	東京都	77.9%	22.1%
		今回	94.3%	5.7%

結果を見ると、各項目に対し「どんなことがあっても許されない」と回答した比率が、東京都調査に比べ今回調査の方が、多くの項目でかなり高いことがわかる。

細かく見ると、性的暴力にあたるh（ポルノ視聴強要）、i（避妊非協力）、j（性行為強要）の3項目はすべて15ポイント以上高く、また、c（妻の外出制限）も15ポイント以上、a（何を言っても無視）も10ポイント以上高い。

それに次いで差が大きいのはf（殴るふりでおどす）の約9ポイントだが、e（「誰のおかげで食べられるんだ」）では約6ポイント、d（大事なものを捨てる・壊す）では約3ポイント、b（交友・電話監視）では約1ポイントの差に縮まる。そしてg（平手打ち）では逆に4ポイント東京都調査の方が高くなっている。

この傾向の理由は未詳だが、性暴力に対する潔癖ともいえる態度は、今回調査の回答者が若年層であることと何らかの関係があるのではないかと推測される。また、平手打ちに対する許容性は、男性より女性が平手打ちに許容的である（3.2.5.参照）こととあわせ、大いに注目に値する。

中部地方大学生における「女性に対する暴力」についての意識と経験

3.5. 個別の暴力被害経験

問12～15では、女性を対象に、配偶者・パートナー以外からの暴力被害経験について質問している。その回答結果をまとめ、東京都調査の結果と比較した。結果は表8～10のようになった。

表8 望まないつきあいを要求された経験

問	内容	調査	何度もあった	1、2度あった	まったくない	NA	計
12 a	職場の上司から	東京都	65 4.2%	303 19.5%	1108 71.3%	77 5.0%	1553
		今回	1 0.2%	36 5.4%	626 94.1%	2 0.3%	665
12 b	中高大学教師から	東京都	9 0.6%	87 5.6%	1350 86.9%	107 6.9%	1553
		今回	0 0.0%	20 3.0%	641 96.4%	4 0.6%	665
12 c	地域活動役職者から	東京都	11 0.7%	73 4.7%	1361 87.6%	108 7.0%	1553
		今回	1 0.2%	3 0.5%	658 98.9%	3 0.5%	665

表9 配偶者・パートナー以外からの被害経験

問	内容	調査	あった	なかった	NA	計
13	痴漢被害経験	東京都	1228 79.1%	303 19.5%	22 1.4%	1553
		今回	393 59.1%	269 40.5%	3 0.5%	665
14	ストーキング被害経験	東京都	396 25.5%	1132 72.9%	25 1.6%	1553
		今回	165 24.8%	498 74.9%	2 0.3%	665
15	性暴力被害経験	東京都	100 6.4%	1415 91.1%	38 2.4%	1553
		今回	42 6.3%	620 93.2%	3 0.5%	665

表10 経験した性暴力の加害者（複数回答）

問	内容	調査	デート相手	知人・親戚	見知らぬ男	その他	NA	計
15 S Q	性暴力加害者	東京都	37 37.0%	35 35.0%	25 25.0%	7 7.0%	3 3.0%	100
		今回	7 16.7%	15 35.7%	18 42.9%	4 9.5%	2 4.8%	42

以上の結果について簡単にまとめる。

まず、望まないつきあいを要求された経験（表8）は、東京都調査に比べて今回調査の方が少ない。職場の上司から「何度も」「1、2度」あわせて23.7%に対し5.7%、中高大学教師から同じく6.2%に対し3.0%、地域活動役職者から同じく5.4%に対し0.6%、とおよそ3から18ポイントの差があった。これは、今回調査の回答者の年齢層が低いため、経験頻度が「まだ低い」という解釈ができる。

次いで、痴漢被害経験も東京都調査79.1%に対し今回調査59.1%と20ポイント低い。これは、通勤を経験していないため「まだ低い」か、または首都圏に比べて名古屋圏の方が通勤・通学の混雑が激しくなく、痴漢の危険が相対的には少ない（といっても5人に3人は被害経験があるが）ため、と解釈できる。

それに対し、ストーキング被害経験と性暴力被害経験¹では、東京都調査と今回調査でほぼ同じ程度の経験率が出ていることは注目し得る。この理由は未詳だが、たとえば、ストーキングや性暴力の被害などは若年女性がターゲットとなりやすいことを示唆している、と見ることもできる。

3.6. 暴力被害経験の累積

各回答者が暴力被害をどのように経験しているかについて知るため、問12～15の被害経験の累積を計算し得点化した。問12 a、b、cの3項目については「何度もあった」を2点、「1、2度経験した」を1点とし、問13～15については「あった」を1点として計算した。その結果は、表11に示した通りである。

表11 暴力被害経験の累積得点

得点	0	1	2	3	4	5	6	7	計
人数(人)	199	316	112	30	4	2	0	1	664
比率(%)	30.0	47.6	16.9	4.5	0.6	0.3	0.0	0.2	100.0

この得点のカテゴリーごとの平均点の差を一元配置分散分析によって検証したが、有意差が見られたのは学年のみ（ $p < .05$ ）で、学年が高くなるほど得点が高く、被害経験が多いことが示唆された。調査年度、学校、学科については有意差がなかった。

¹ 質問紙の文言は「夫・パートナー以外の男性から、おどされたり、押さえつけられたり、何らかの方法で傷つけられたりして性的な行為を強要されたこと」となっている。

4. 比較と考察

日本における女性への暴力に関する調査研究の嚆矢は「夫（恋人）からの暴力」調査研究会が1992年に実施したもの（「夫（恋人）からの暴力」調査研究会 1998）であるが、東京都調査（東京都 1998）はこの分野日本初の一般人口調査として、内外に大きな反響を呼び起こした。その反響の1つは、その後相次いだ国や地方自治体による女性に対する暴力や配偶者間暴力に関する調査であろう。独立した調査だけではなく、住民の生活状況調査で配偶者間暴力に関する質問項目を含めたものも数えると、相当数にのぼった。

ここでこれらの調査すべてを参照するのは困難なので、「夫（恋人）からの暴力」調査研究会による調査（以下研究会調査と略記）、東京都調査の2つ以外に、名古屋市による調査（名古屋市 2000）と内閣府による調査（内閣府 2003）のあわせて4つを参照・比較し、女性への暴力についての考察を試みる。

4. 1. DV被害経験の比較

上記4調査はいずれも配偶・恋人関係における女性の暴力被害経験についてたずねている。質問はさまざまな種類の暴力について1つ1つたずねる形式が多く、文言も少しずつ異なる部分があるので、厳密な比較は難しいが、以下に比較を試みよう。

上記4調査のうち、内閣府調査は被害経験を身体的暴力・精神的暴力・性的暴力の3カテゴリーに大別し、それぞれについて「これまで」と「この1年」の被害経験をたずねている。それに対し内閣府調査以外の3調査は、大事なものの損壊、「だれのおかげで食べられる」というセリフ、立ち上がれないくらいひどい暴力、避妊への非協力、など、それぞれ10～17項目についてひとつひとつ経験をたずねている。そこで、3調査でほぼ共通してたずねられていた「交友関係や電話の監視」「平手打ち」「性行為の強要」の3つの被害経験率を、それぞれ精神的暴力、身体的暴力、性的暴力を代表するものとし、4調査の結果を比較してみた。その結果をまとめたものが表12である。

やや乱暴な推論にならざるをえないが、この結果を比較検討してみよう。

まず身体的暴力は、無作為抽出調査ではない研究会調査を除いて、3調査でほぼ同じ程度の発生率が示された。したがって、平手打ちのような身体的暴力は、日本各地どこでも同じような確率でおこっているという推測が成り立つ。しかも、東京都と名古屋市では「何度も」と「1、2度」の比率も似ている（この2調査ではおよそ1対5、内閣府調査ではおよそ1対2）。

次いで精神的暴力では、内閣府調査での発生率が低いのに対し、研究会調査を含む他の3調査での発生率が同じ程度であった。ただし、名古屋市調査でのこの項目の文言は研究会や東京都の調査よりも広い含意のものとなっていることに注意は必要だし、内閣府調査の発生率の算定方法などについての情報もないため、推論に限界はある。もう1点、精神的暴力は身体的暴力より

表12 DV被害経験の4調査比較

	調査主体	何度も	1、2度	あった	ない	計	発生率
交友関係や電話を細かく監視	研究会	—	—	159	—	796	20.0%
	東京都	48	198	246	897	1143	21.5%
	名古屋市*	25	72	97	440	537	18.1%
精神的暴力	内閣府	26	70	96	1405	1501	6.4%
平手で打つ	研究会	—	—	398	—	796	50.0%
	東京都	34	174	208	933	1141	18.2%
	名古屋市	18	83	101	440	541	18.7%
身体的暴力	内閣府	82	183	265	1253	1518	17.5%
性的な行為を強要	研究会	—	—	119	—	796	14.9%
	東京都	18	43	61	1081	1142	5.3%
	名古屋市**	37	134	171	363	534	32.0%
性的暴力	内閣府	59	96	155	1350	1505	10.3%

* 名古屋市調査での文言は「あなたの外出や電話・手紙を細かくチェックする」となっている。

** 名古屋市調査での文言は「あなたの気がすまないのに、性行為をする」となっている。

もおこりやすいであろう、というわれわれの予想に反し、この発生率は平手打ちの発生率とさほど変わらない。これについては、精神的暴力概念やその問題性の認識がまだ十分広まっていないため、という仮説が考えられる。

最後に性的暴力であるが、これは結果がばらついたというべきであろう。この解釈として、まず、他の調査よりも広い含意の文言を用いた名古屋市調査や、無作為抽出ではない研究会調査の発生率が高いのは理解できる。また、東京都の1997年と内閣府の2002年という調査年度の差（しかもこの間には、2001年のDV防止法の成立というエポックもあった）が、回答者の意識を変化させた、という仮説を考えることはできる。ただしこの場合、精神的虐待発生率は近年になってもそれほどの増加を示していない、ということと矛盾するので、それをどう考えるかが問題となる。

4.2. DV加害への寄与要因

では、なぜ「女性に対する暴力」がおこるのか。これに関連して、まず、DV加害に関連して現段階で調査結果から明らかになっていることをまとめてみよう。

名古屋市と内閣府の調査では、男性回答者に、加害経験についても聞いている。また、内閣府の調査では、性別役割分業や暴力に対する意識、および回答者自身の暴力被害経験などについてもたずねており、報告書にはこれらのクロス集計結果も一部掲載されている。これらは加害する男性としない男性の差を見るために有益と思われるので、そのいくつかをまとめてグラフにした（図3）。

中部地方大学生における「女性に対する暴力」についての意識と経験

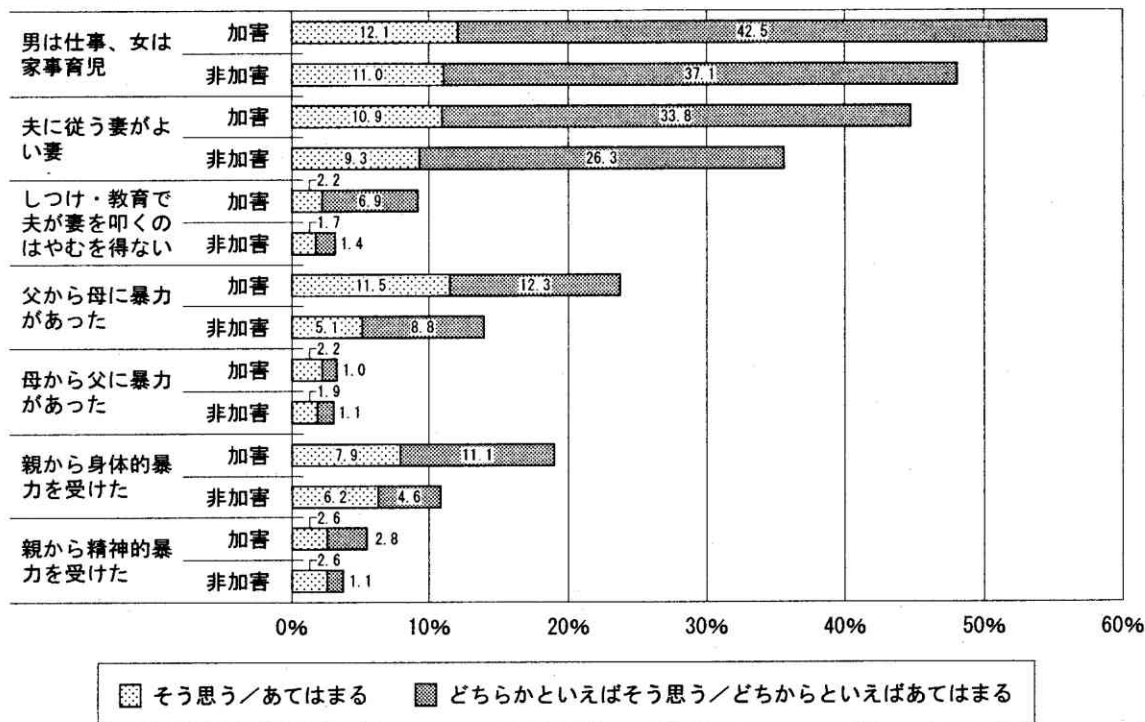


図3 男性加害者および非加害者の意識と経験

統計検定をおこなっていないので厳密な比較は難しいが、ここで見た意識3項目、暴力目撃経験2項目、暴力被害経験2項目のうち、あまり差がないのは「母から父に暴力があった」「親から精神的暴力を受けた」の2項目のみで、他5項目は差があると見ることができる。そしてこの5項目からは、加害者は非加害者に比べ、性別役割分業や夫の優位を肯定し、夫から妻への身体的暴力を正当化しており、かつ、生育歴におけるDV目撃や身体的暴力被害が多い、といえる。なお、夫から妻への身体的暴力の正当化がある、といっても、正当化する回答をしているのは全体の9%ほどであり、加害者の大多数はいけないと知っていながら妻への暴力をふるった(ている)、ということは興味深い。

DV加害者教育プログラムなどの知見から、DV加害の原因を家父長制的(男性支配的)意識に求める説とPTSDに求める説の2つが、現在のところ有力であると思われる。この2者は、どちらもDVの完全停止を求めるところから教育を始める点では共通しているが、前者はDVを「選択的な行為」ととらえ、選択を正当化する男性支配的な意識・信念を変容させることに重点がおかれる(Pence & Paymer 1993=2004, Adams & Cayouette 2002=2002)のに対し、後者はDVの引き金となる怒りなどの感情のコントロールやその源泉となる経験の処理も重んずる(Dutton & Golant 1995=2001, Sonkin & Durphy 1982=2003)、という点で差があるようである。

内閣府調査の回答からは、男性支配的意識も暴力被害経験もどちらも加害者においてより高いことが見てとれた。直感的には、暴力被害経験の差の方が大きく見えるので、こちらをより重大な寄与要因と考えたくなる。ただしこれにはいくつかの留保が必要である。すなわち、検定や因

果性の検討を含めた統計的手続はもっと厳密でなければならないし、報告書レベルのデータでは加害の程度と意識・経験との関係が不明であり、可能ならば元データの二次分析が望まれる。また、ここでは暴力加害と関係が薄いと推測される親からの精神的虐待経験は、非行や犯罪にとっては身体的虐待と同様に重大な寄与要因であることが確認された研究もある (English et als. 2001)。さらに多角的な検討が必要と考えられる。

4.3. 「女性に対する暴力」の原因に関する考察

厳密に言えば、上で検討したDV加害と「女性に対する暴力」は同じではない。したがって、原因にも差がある可能性は否定しえない。ただし、女性に対する暴力一般との共通部分はあるだろうし、それについて考察することは有意義だと思われる。

考慮に入れておかなければならないのは、被害を引き起こす原因は重層的でありうることである。たとえばセクシュアル・ハラスメント (以下SHと略記) をおこすのは加害者で、原因はまず何よりも加害者側の要因に求められなければならないが、よく知られているように、SH被害者に対する社会の態度はきわめて冷淡で、被害者責任論や揶揄などによる事態の矮小化などの二次加害も相次ぎ、その厳しさは被害を訴える際の重大な障害となっている。すなわち、被害は加害者からだけのものとは限らない、ということである。

このとき、たとえばSHについての「性的役割の溢れ出し理論」(Gutek & Morasch 1982) が示唆するように、実際に性的にアクティブなのは男性であるにもかかわらず、女性というカテゴリーそのものに「性的」という含意が読み込まれ、それが性に対するアクションを引き起こすと信じられたりする(「女性の方がその気にさせる」といわれる、など)ということが背景にある。

これは興味深いことに、「(妻に) サービスが拒否されたときに暴力をふるう」などという男性バタラーたちの理由づけ(言いわけ)(中村 1996:22)と類似する部分がある。その前提には、妻がサービスして当然、という信念(思いこみ)があるのである。

この社会において女性は「性化」、すなわち性的な存在であるよう水路づけられ強制されている。女性はそれによって性的魅力やサービスの提供など、ある種の振る舞いを否応なく期待されており、それに反したものは「女性にあるまじきもの」としての冷たい扱いが待っている。そして男性は、性化された存在としての女性に対し、ある者は性的魅力を暴力的に奪おうとし、ある者は得られるべきサービスが得られなかったといって暴力をふるう。いずれにせよその背景にあるのは、女性の特質を限定し、かつそれを男性が支配する、という二重の意味で暴力的な構造であるといえるのではないだろうか。

もちろん以上の考察のみでは、大多数の男性が女性に対する暴力をふるわない、という点に対する説明力が弱い。だが、女性に対する暴力が問題化されてからかなりの時間がたつにもかかわらず、対策が遅々として進まない現状について、ある程度の説明力はあるのではないかと考えら

中部地方大学生における「女性に対する暴力」についての意識と経験

れる。

5. 結論

中部地方大学生における女性に対する暴力に関する意識と経験を、1998年から2001年にかけて調査した。

性別役割などに関する意識において、各種カテゴリー間の差を検討したが、もっとも目立ったのは性差で、男性よりも女性の方が明らかに女性に対する暴力に厳しい見方をもっていた。ただし平手打ちについては男性より女性の方が許容的であることが注目された。また、同じ質問文を用いた東京都調査の結果と比較したところ、おおむね同様で、一部はよりラディカルな傾向が見られた。暴力に関する許容度は、東京都調査よりも今回調査の方が低く、特に性暴力については厳しい見方が示された。

女性の被害経験については、望まないつきあいの強要経験は約1～6%、痴漢被害は約60%、ストーキング被害は約25%、性暴力被害は約6%が経験しているという結果が出た。東京都調査との比較では、前2者は東京都より低く、後2者は同様の比率であった。

考察のため、「夫（恋人）からの暴力」調査研究会、東京都、名古屋市、内閣府の4つの「女性に対する暴力」調査結果を比較したが、無作為抽出でおこなわれた後3者の調査でDVの身体的暴力被害比率がほぼ同じ程度示されたのに対し、精神的暴力や性的暴力の被害では結果がばらついた。また、内閣府調査から、DV加害経験男性と非経験男性との意識や生育歴についての差を見たが、加害経験男性の方が、性別役割分業に肯定的で暴力を正当化する傾向が強く、生育歴において暴力を目撃したり受けたりすることが多かった。これを参照しつつ、女性に対する暴力の原因について簡潔に考察をおこなった。

文献（著者名アルファベット順）

- Adams, David & Cayouette, Susan 2002 "Emerge: A Group Education Model for Abusers", Aldarando E. & Medoros, F. 2002 Men Who Batter: Intervention and Prevention Strategies in a Diverse Society. =2002 沼崎一郎訳「エマージェンツバタラー（DV加害者）のためのグループ教育モデル」、『アディクションと家族』74（19-2）：205-231.
- Dutton, Donald G. & Golant, Susan K. 1995 The Batterer: a psychological profile, Basic Books.=2001 中村正訳『なぜ夫は、愛する妻を殴るのか バタラーの心理学』、作品社.
- English, Diana J., Widom, Cathy Spatz & Brandford, Carol 2001 "Childhood Victimization and Delinquency, Adult Criminality, and Violent Criminal Behavior: A Replication and Extension, Final Report." NCJ 192291, Washington, DC: United States Department of Justice, National Institute of Justice.
<http://www.ncjrs.org/pdffiles1/nij/grants/192291.pdf> (2006年2月15日)
- Gutek, Barbara & Morasch, Bruce 1982 "Sex-Ratios, Sex-Role Spillover, and Sexual Harassment of Women at Work", Journal of Social Issues 38-4:55-74.

- 名古屋市 2000 『「女性に対する暴力」調査報告書』、名古屋市。
- 内閣府 2003 『配偶者等からの暴力に対する調査』、内閣府。
- 中村正 1996 『「男らしさ」からの自由—模索する男たちのアメリカ』、かもがわ出版。
- 「夫(恋人)からの暴力」研究会 1998 『ドメスティック・バイオレンス』、有斐閣。→ 2002 『ドメスティック・バイオレンス [新版] 実態・DV法解説・ビジョン』、有斐閣。
- Pence, Ellen & Paymer, Michael 1993 Education Groups for Men Who Batter: The Duluth Model, Springer Publishing.
=2004 波田あい子監訳、堀田碧・寺澤恵美子訳『暴力男性の教育プログラム ドゥルース・モデル』、誠信書房。
- Sonkin, Daniel Jay & Durphy, Michael 1982 Learning to live without violence: a Handbook for Men, Volcano Press.
=2003 中野瑠美子訳・中村正解説『脱暴力のプログラム 男のためのハンドブック』、青木書店。
- 東京都 1998 『「女性に対する暴力」調査報告書』、東京都。